

「石狩市教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）について」に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで

【担当部局】 生涯学習部文化財課

【意見提出者】 1人

【意見件数】 4件

【意見への対応】	採 用	: 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	一部採用	: 意見に基づき原案を一部修正するもの	0件
	不 採 用	: 意見を原案に反映しないもの	3件
	記 載 済	: 既に原案に盛り込まれているもの	0件
	参 考	: 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	そ の 他	: ご質問・ご意見として何うもの	1件

【意見の検討経過】 令和5年12月18日 当課において意見の検討及び検討結果（案）の作成
令和6年1月16日 広聴・市民生活課に合議のうえ、教育長決裁にて最終決定

「石狩市教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）について」に寄せられた意見と検討結果

No.	寄せられた意見	検討結果	検討内容
1	2 情報の周知 石狩市のホームページにおいて1カ月間公表とあるが、ネット状況に詳しい方ばかりではなく、又いつもホームページを見ているとは限らないと思う。よってホームページ掲載と同時に「出土地域アイヌ関係団体」に書面にてお知らせすることは重要であると思う。（その折にはホームページのアドレスも入れ、検索を促すことを添えると良いのではないか。）検討してください。	不採用	石狩市教育委員会では現時点において、石狩市内における「出土地域アイヌ関係団体」を把握しておらず、書面にて通知することができないことから、本取扱方針（案）に基づき手続きを進めようとするものです。
2	3 地域への返還手続きについて：（2）ウ ここでも石狩市のホームページで周知とある。行政はホームページで周知したら、全てに知れ渡っていると思い込み仕事をしているのであろうか。情報の周知で書面で送付した時には、この返還手続きの件も表記することが大切である。	不採用	同上
3	エ、上記ウの周知より1か月：とあるが、様々な調査等を考慮すれば最低2か月は必要ではないか。検討ください。	不採用	アイヌ遺骨等の情報公表期間及び返還申請受付期間を1か月間としていることから、反対意見等の受付期間も同様に1か月間としております。
4	（4）返還申請がなかった場合：石狩市教育委員会は今迄も丁寧な研究及び調査を行ってきたと思います。ウポポイのみに（一ヶ所）に集約するよりは、この情報を多くの人々に知って頂く為にも石狩市教育委員会での継続保管が望ましいと思います。	その他	本取扱方針（案）ではアイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を基本方針としておりますことから、返還申請がなかった場合には本取扱方針（案）に則り判断して参ります。